

第五十九回 帝國議院

地租法案外六件委員會議錄(速記)第二回

會議	昭和六年一月三十日(金曜日)午前十時	出席國務大臣左ノ如シ
二十二分開議		内務大臣 安達 謙藏君
出席委員左ノ如シ		出席政府委員左ノ如シ
委員長 本田 恒之君	大藏大臣 井上準之助君	内務參與官 一宮房次郎君
理事 東郷 實君	大藏政務次官 小川郷太郎君	内務省地方局長 次田大三郎君
木村小左衛門君	大藏參與官 勝 正憲君	大藏省主稅局長 青木 得三君
菊池 良一君	戸部 良祐君	辻本豊三郎君
本多真喜雄君	松本 忠雄君	鎌木 忠正君
一柳仲次郎君	前田 房之助君	前田 前田房之助君
竹田 儀一君	木暮武太夫君	武田 德三郎君
大口 喜六君	土井 権大君	武田 德三郎君
清水 銀藏君	岡田 忠彦君	東郷 實君
岡田 忠彦君	八田 宗吉君	松谷與三郎君
同月二十九日鈴木寅彦君及勝田永吉君辭任ニ付其ノ補闕トシテ竹田儀一君及	同月三十日委員金光庸夫君辭任ニ付其ノ補闕トシテ八田宗吉君ヲ議長ニ於テ選定セリ	同月三十日委員金光庸夫君辭任ニ付其ノ補闕トシテ八田宗吉君ヲ議長ニ於テ選定セリ
法律案(地方稅ニ關スル件)(政府提出)	明治四十一年法律第三十七號中改正法律案(地方稅ニ關スル件)(政府提出)	大正十五年法律第二十四號中改正法律案(地方稅ニ關スル件)(政府提出)
都市計畫法中改正法律案(政府提出)	地租法案外六件委員會議錄(速記)第二回	地租營業稅法中改正法律案(政府提出)
税ニ當テル、斯ウ云フコトニナリマシ	織物消費稅法中改正法律案(政府提出)	砂糖消費稅法中改正法律案(政府提出)
シテ、成ルベク下層ノ者ノ使用スル織	大正十五年法律第三十七號中改正法律案(政府提出)	方稅制限ニ關スル件(政府提出)
タノデ、其減稅案ト致シマシテ、地租、營業收益稅、織物消費稅、砂糖消費稅	ウデアリマスガ、慣例ニ依リマシテ更	都市計畫法中改正法律案(地方
件ノ委員會ヲ開キマス、本會ニ於テ提案ノ理由ハ大體御説明ニナッテ居ルヤト、斯ウ取リマシタノデアリマス、サ	ニ此場合大藏大臣ヨリ提案ノ説明ヲ承ルコトニ致シマス	税ニ關スル件(政府提出)
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ	○井上國務大臣 大體本會議ニ於キマシテ御説明申上げタコトヲ繰返スヤウニナルノデアリマスガ、地租法ヲ改正致シマス此事柄ハ、御承知ノ如ク課稅ノ標準ノ地價ヲ貸賃價格ニ改メヨウ、ソレデ先年議會ノ協賛ヲ經マシテ、貨物價格ノ調査ヲ致シタノデアリマス、サウ致シマシテ之ヲ昭和三年ヨリ地租法ノ改正ヲ實行スルコトニナッテ居リマシタガ、種々内閣ノ更迭等ニ依リマシテ、今日マデ實行ニナッテ居ラナカツ	付託議案
出)	シテ御説明申上げタコトヲ繰返スヤウニナルノデアリマスガ、地租法ヲ改正致シマス此事柄ハ、御承知ノ如ク課稅ノ標準ノ地價ヲ貸賃價格ニ改メヨウ、ソレデ先年議會ノ協賛ヲ經マシテ、貨物價格ノ調査ヲ致シタノデアリマス、サウ致シマシテ之ヲ昭和三年ヨリ地租法ノ改正ヲ實行スルコトニナッテ居リマシタガ、種々内閣ノ更迭等ニ依リマシテ、今日マデ實行ニナッテ居ラナカツ	地租營業稅法中改正法律案(政府提出)
織物消費稅法中改正法律案(政府提出)	シテ御説明申上げタコトヲ繰返スヤウニナルノデアリマスガ、地租法ヲ改正致シマス此事柄ハ、御承知ノ如ク課稅ノ標準ノ地價ヲ貸賃價格ニ改メヨウ、ソレデ先年議會ノ協賛ヲ經マシテ、貨物價格ノ調査ヲ致シタノデアリマス、サウ致シマシテ之ヲ昭和三年ヨリ地租法ノ改正ヲ實行スルコトニナッテ居リマシタガ、種々内閣ノ更迭等ニ依リマシテ、今日マデ實行ニナッテ居ラナカツ	砂糖消費稅法中改正法律案(政府提出)
法律案(地方稅ニ關スル件)(政府提出)	シテ御説明申上げタコトヲ繰返スヤウニナルノデアリマスガ、地租法ヲ改正致シマス此事柄ハ、御承知ノ如ク課稅ノ標準ノ地價ヲ貸賃價格ニ改メヨウ、ソレデ先年議會ノ協賛ヲ經マシテ、貨物價格ノ調査ヲ致シタノデアリマス、サウ致シマシテ之ヲ昭和三年ヨリ地租法ノ改正ヲ實行スルコトニナッテ居リマシタガ、種々内閣ノ更迭等ニ依リマシテ、今日マデ實行ニナッテ居ラナカツ	方稅制限ニ關スル件(政府提出)
都市計畫法中改正法律案(政府提出)	シテ御説明申上げタコトヲ繰返スヤウニナルノデアリマスガ、地租法ヲ改正致シマス此事柄ハ、御承知ノ如ク課稅ノ標準ノ地價ヲ貸賃價格ニ改メヨウ、ソレデ先年議會ノ協賛ヲ經マシテ、貨物價格ノ調査ヲ致シタノデアリマス、サウ致シマシテ之ヲ昭和三年ヨリ地租法ノ改正ヲ實行スルコトニナッテ居リマシタガ、種々内閣ノ更迭等ニ依リマシテ、今日マデ實行ニナッテ居ラナカツ	都市計畫法中改正法律案(政府提出)

物ノ免稅ヲ廣クスル、斯ウ云フコトニ
大體ノ主義方針ヲ採ツタノデアリマス、
是ハ平年デアリマスガ、御承知ノ如ク
留保財源ガ昭和六年度ニ於キマシテハ
少ナイノデアリマシテ、其關係ニ於キ
マシテ昭和六年度ニ於キマシテハ、地
租ノ税率ハ賃貸價格ノ百分ノ四ト致シ
マス、營業收益稅ハ個人ノ純益千圓以
下ノ金額ニ限リマシテ、稅率ヲ百分ノ

二・五ヲ適用スルコト、シ、砂糖消費稅
ノ改正ハ、昭和七年一月一日カラ、織
物消費稅ノ改正ハ昭和六年十二月一日
ヨリ實行スルコト、シタノデアリマ
ス、其結果昭和六年度ニ於キマシテハ、
地租ガ六百七十餘萬圓、營業收益稅ガ

百二十餘萬圓、砂糖消費稅ガ二十餘萬
圓、織物消費稅ガ九十餘萬圓ノ減稅ト
ナルノデアリマシテ、平年ノ減稅額ハ
二千五百六十餘萬圓トナルノデアリマ
ス、ドウゾ御審議ノ上速カニ御協賛ア
ランコトヲ希望致シマス

○本田委員長 是ヨリ質疑ニ入りマス——

清水銀藏君 清水銀藏君 提出ヲ御願シテ置キマシタガ、私モ追加ト致シマシテ、少シバカリ御願シタ
イト思ヒマス、第一ガ我國及ビ主ナル
者ノ比率、之ヲ御願シテ置キマス、第二

○東郷委員 大體斯ウ云フ意味デ御願ノ負擔ガドウ増減シテ來ルカト云フ其

調、是ハ國稅ト附加稅ニ付テ、府縣別市町村別御願シテ置キマス、第三ガ

地租法ニ依ル平年度ニ於ケル各地目別
ノ地租額並ニ現行法ニ依ル地租額トノ

比較對照表、第四ガ營業收益稅ニ付テ
各階級別ノ納稅人員及其稅額、第五ガ

地方法案ノ中ニ記載サレタル勅令ノ内
容、之ニハ勅令ニ讓ッテ居ル部分ガ多

ガ明治四十一年法律第三十七號中改正
法律案ノ中ニ記載サレタル勅令ノ内

ノ如ク各地目別制限率デ計算スルモノ

トシテ、各府縣ノ地租附加稅制限内徵
收額ト、現在ノ各府縣地租附加稅制限

内徵收額トノ移動表、第十五、各府縣別
市町村地租附加稅總計額ニ付キ右同様

イノデアリマスガ、其勅令ノ內容ガ承
知致シタイノデアリマス、第七ガ今

回ノ此減稅案關係ニ依ル府縣及市町村
ノ收入ノ增減ノ見込額、是ハ制限内ノ

最高限度ノ税率ニ依テ算出シテ戴キタ
イ、第八ガ改正國稅ニ對スル府縣及市

町村ノ附加稅率算定ノ根據デス、今回
算定ノ根據ヲ承リタイ、第九昭和六年

國稅ノ改正ニ伴テ、地方ノ附加稅率ガ
變更ニナリマシタカラ、其改正稅率ノ

九、昭和五年度ニ於テ都市計畫特別稅
ヲ課シテ居ル府縣及ビ市町村ノ地租割
及ビ營業收益稅割ノ課率、以上十九ノ

度及ビ平年度ニ於ケル府縣別ノ地租附
加稅ノ移動表、是ハ制限率ニ依テ計算
シテ戴キタイ、第十ガ右ノ中東京、横

濱、名古屋、大阪、神戶、京都ノ六大
都市ノ地租附加稅ノ移動表、是ハ制限

率ニ依テ計算シタモノガ欲シイノデア
リマス、第十一、昭和五年度制限外地租

別トカ、階級別トカ云フ御話ガアリマ

ニハ法人ノ稅制改正ニ依ル負擔ノ増減
ノ調、——今回ノ稅制改正ニ依テ、法人

課率及稅額、第十二、昭和五年度營業收
益稅附加稅ニ付テ右同様、十三、各市町

村別五年度稅收入ノ總額、戸數割總額、
地租附加稅制限内徵收稅額並ニ改正稅

附加稅及ビ其他ノ地租附加稅ヲ現行法
ノ如ク各地目別制限率デ計算スルモノ

トシテ、各府縣ノ地租附加稅制限内徵
收額ト、現在ノ各府縣地租附加稅制限

ノデアリマスガ、私ノ方デ適宜ニ作レ
ト云フノデスカ

○東郷委員 ソレデ宜イノデス

○小川政府委員 階級ト云フモノハナ
イノデスカラ……

○東郷委員 アリマセヌト思ヒマス
ガ、サウ云フ風ニ稅額ニ依ッテ或ル階級

ヲ作ツテ戴キタイ、斯ウ云フ意味デス

○岡田委員 今ノ階級ト云フノハ、百
圓ヅ、位ニ切ツテ貴ヒタイ

○小川政府委員 ソレデハエライモノ
ニナツテシマウ、チヨットムヅカシイデ

ス

○本田委員長 ソレデハ大藏大臣ハ差
支ガアリマスカラ、午後三時マデ休憩

致シマス

午前十時四十七分休憩

休憩ノ儘散會